

総合労働相談件数、あっせん申請件数は、 昨年度に引き続き減少

《平成24年度個別労働紛争解決制度施行状況》

		(対前年度比)
1 総合労働相談件数	52,494件	(7.3%減)
2 民事上の個別労働紛争件数	11,674件	(10.0%減)
3 助言・指導申出受付件数	502件	(5.0%増)
4 あっせん申請受理件数	266件	(15.8%減)

平成24年度に県内10か所の「総合労働相談コーナー」に寄せられた総合労働相談の件数は、昨年度に引き続き減少し、民事上の個別労働紛争も減少しました。

民事上の個別労働紛争の内訳をみると、「解雇」、「労働条件の引き下げ」の事案は減少し、「いじめ、嫌がらせ」が増加傾向にあります。

助言・指導申出受付件数は増加しており、この内訳をみると「いじめ・嫌がらせ」が最も多く、「解雇」が減少しました。

あっせん申請受理件数は減少しましたが、この内訳をみても「解雇」が大きく減少し、「いじめ・嫌がらせ」が増加しました。

* 個別労働紛争解決制度とは、労使間の紛争に関し当事者の自主的な解決を図るよう相談や情報提供を行い、当事者から解決についての援助を求められた場合には、労働局長による助言・指導または紛争調整委員会のあっせんにより、円満に紛争を解決しようとする制度です。

1 総合労働相談受付状況

◇ 総合労働相談とは

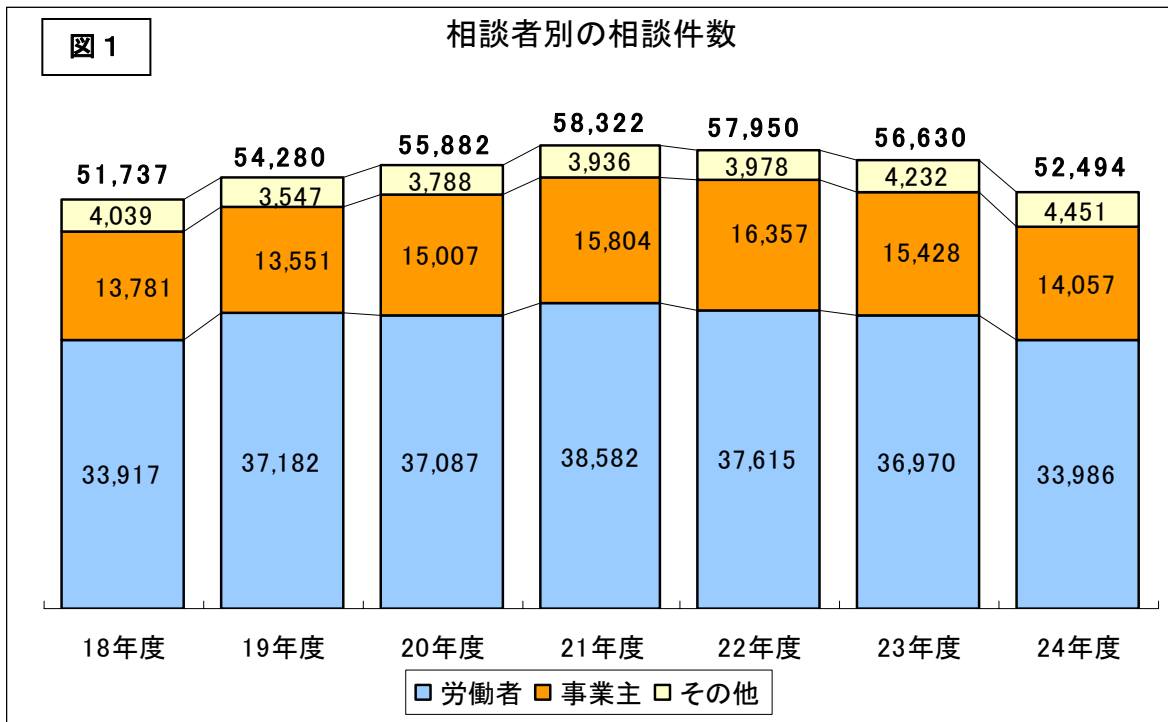
総合労働相談とは、労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からの相談のことです。

埼玉労働局では、労働局総務部企画室を含め県内 10 か所に「総合労働相談コーナー」を設け、専門の総合労働相談員が面談又は電話で労働相談を受け付けています。

◇ 総合労働相談件数

平成 24 年度に寄せられた労働相談件数は、52,494 件（前年同期比 7.3%減）で、都道府県別では全国 5 番目の件数でした。

相談者の内訳は、労働者が 33,986 件（64.7%）、使用者が 14,057 件（26.8%）、友人・家族など当事者以外が 4,451 件（8.5%）でした（図 1）。



◇ 民事上の個別労働紛争に関する相談

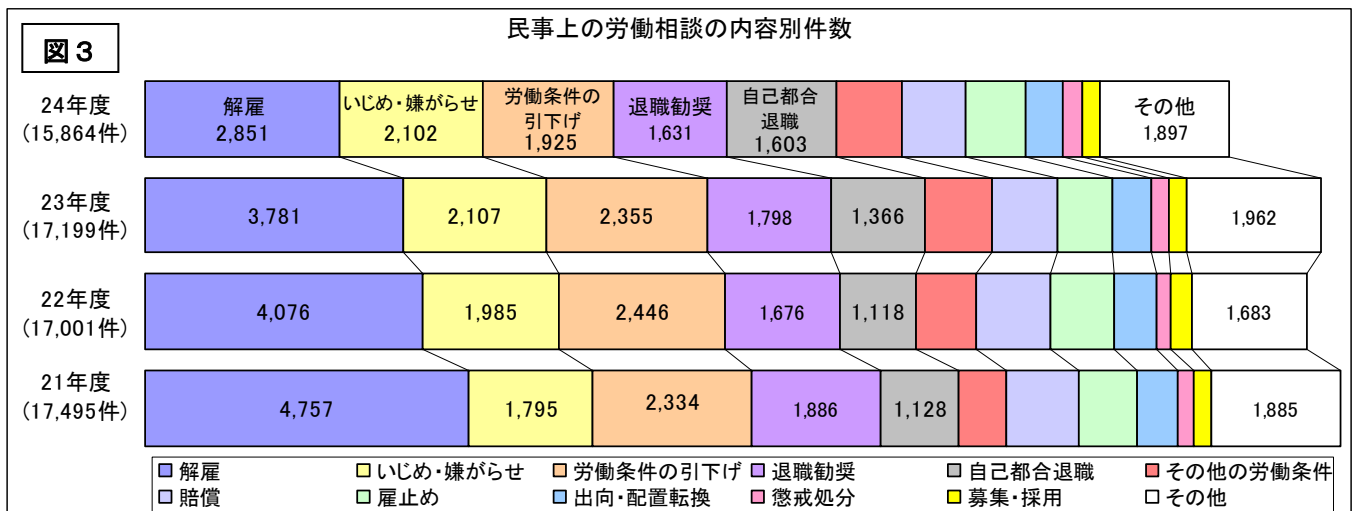
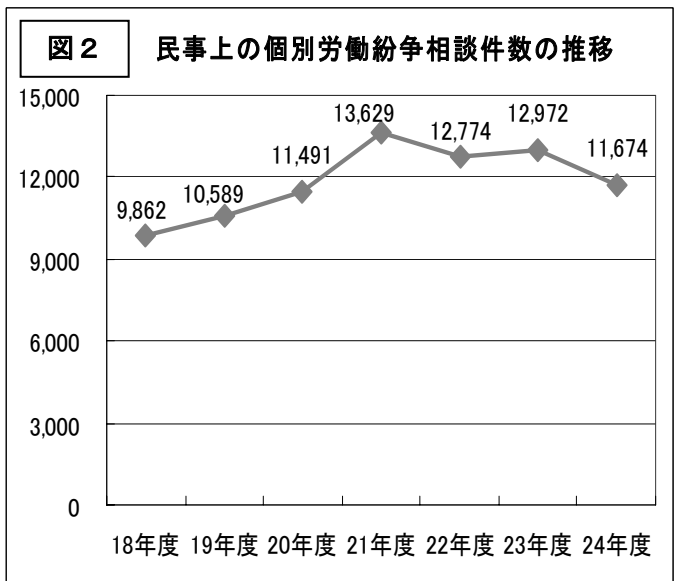
民事上の個別労働紛争に関する相談とは、総合労働相談のうち、労働基準監督署で扱う労働基準法違反にかかる事案やハローワークで取り扱う雇用保険法にかかる事案等、当該相談内容に対し調査・指導する機関がないもので、個別労働関係紛争の状態にあるものです。

なお、個別労働関係紛争とは、解雇や労働条件の引下げ、退職勧奨、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争のことです。

◇ 民事上の個別労働紛争の件数と内容

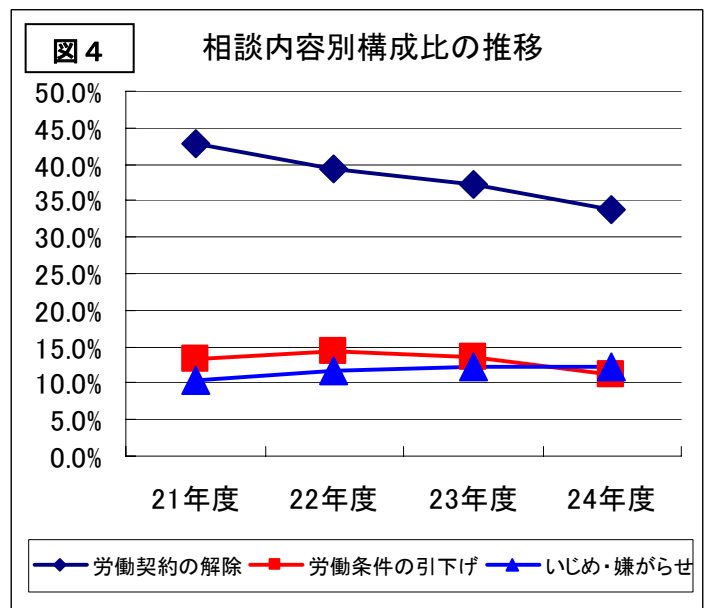
平成 24 年度の総合労働相談のうち、民事上の紛争件数は 11,674 件（前年同期比 10.0%減）で（図 2）、都道府県別では全国 6 番目の件数でした。

相談内容別では、「解雇」（普通・整理・懲戒解雇）が 2,851 件（全体の 18.0%）と最も多く、以下「いじめ・嫌がらせ」の 2,102 件（同 13.3%）、労働条件の引下げ」の 1,925 件（同 12.1%）、「退職勧奨」の 1,631 件（同 10.3%）と続いています（図 3）。



相談内容別の構成比で見ると、解雇、退職勧奨及び雇止めといった「労働契約の解除」に関するものが 5,340 件と、依然として高い割合（全体の 33.7%）を占めていますが、徐々に減少する傾向が見られます。その一方で、「いじめ・嫌がらせ」は徐々に増加する傾向がみられます（図 4）。

注） 1 件の相談で複数の内容にわたる事案もあるため、構成比は、相談内容別に計上した件数（15,864 件）を母数とした。



2 助言・指導申出状況

◇ 助言・指導とは

助言・指導とは、当事者間による自主的な解決を促進するために、紛争当事者に対し問題点を指摘し、都道府県労働局長が解決の方向性を示唆する制度です。

◇ 助言・指導の件数と内容

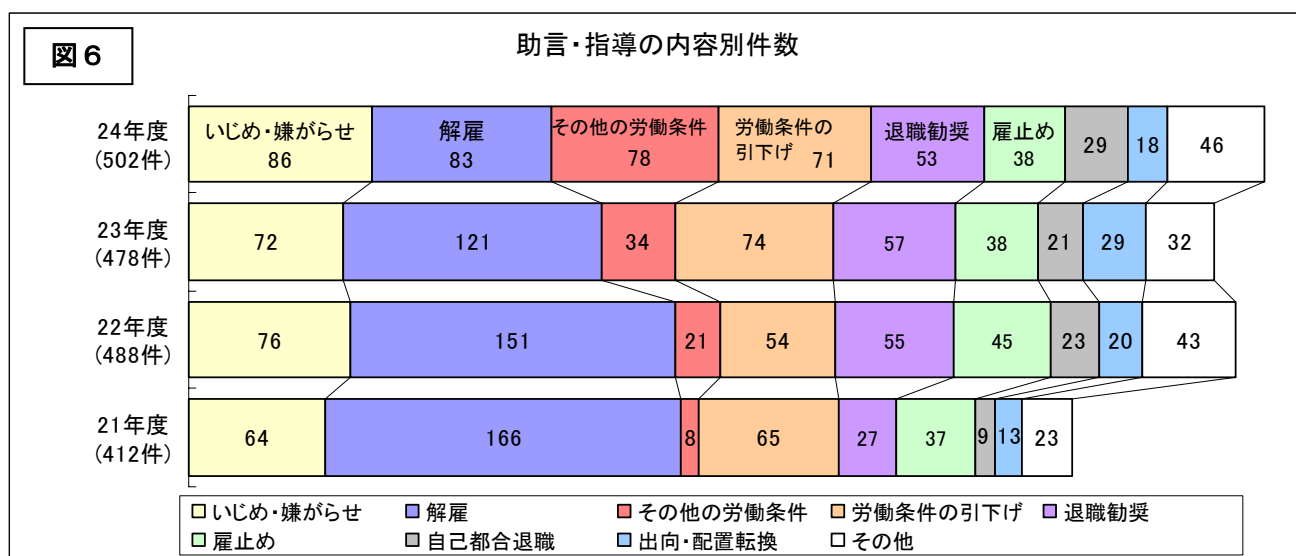
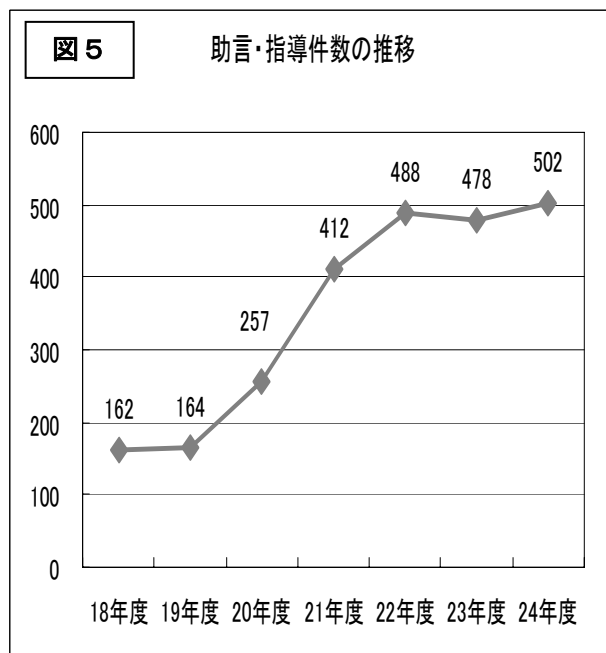
平成24年度の助言・指導の申出受付件数は502件（前年同期比5.0%増）で、都道府県別では全国5番目の件数でした。

（図5）。このうち、労働者からの申請は497件（平成23年度478件）、事業主からの申請は5件（同0件）でした。

正社員からの申出が251件、パート・アルバイトや派遣労働者などの非正規労働者からの申出が229件、その他が22件でした。

助言・指導の申出の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が86件（17.1%）と最も多く、以下、順に「解雇」に関するものが83件

（16.5%）、有給休暇等に関する「その他の労働条件」が78件（15.5%）、「労働条件の引下げ」が71件（14.1%）、「退職勧奨」が53件（10.6%）でした（図6）。



◇ 助言・指導の実施状況

平成24年度に助言・指導の処理が終了した事案は494件です。このうち、申出の取り下げ等により処理を終了した14件を除く480件全てについて助言・指導を実施し、うち、234件が解決に至りました。

3 紛争調整委員会によるあっせん

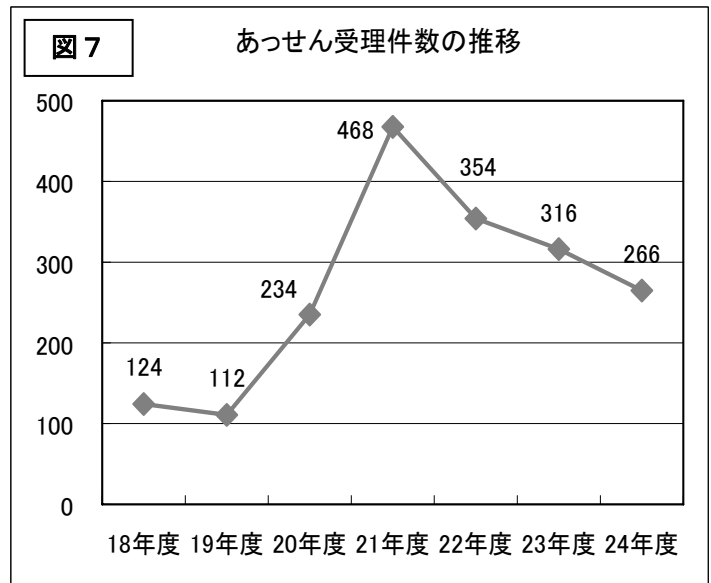
◇ あっせんとは

紛争当事者の間に公平・中立な第三者として学識経験者（弁護士、大学教授等）が入り、双方の主張を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

◇ あっせん件数の推移

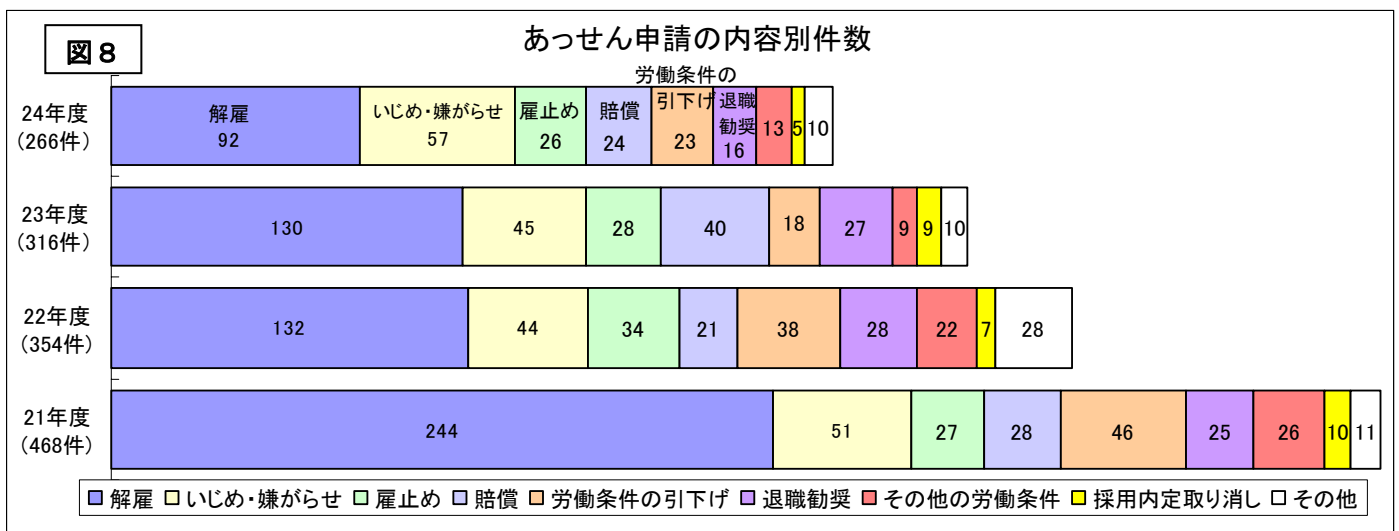
平成24年度のあっせん申請受理件数は266件（前年同期比15.8%減）で、都道府県別では全国5番目の件数でした（図7）。このうち、労働者からの申請は256件（平成23年度307件）、事業主からの申請は10件（同9件）でした。

正社員からの申出が115件、パート・アルバイトや派遣労働者などの非正規労働者からの申出が129件、その他が22件でした。



◇ あっせん申請の主な内容

あっせん申請266件の主な内容は、「解雇」が92件（34.6%）と最も多く、以下、順に「いじめ・嫌がらせ」が57件（21.4%）、「雇止め」が26件（9.8%）でした（図8）。



◇ あっせんの実施状況

平成 24 年度にあっせんで終了した事案は 273 件です。このうち、

- ① 合意が成立したもの 102 件（解決率 37.4%、当事者間和解 6 件を含む）

参考：平成 23 年度にあっせんで終了した事案は 306 件で、このうち合意が成立したものは 112 件（36.6%）でした。

- ② 申請が取り下げられたもの 7 件

- ③ その他 164 件

参考：「その他」の 164 件は、被申請人が手続きに参加しなかったため、あっせんが開始されなかったものが大半を占めています。

被申請人があっせんに参加した場合、70.6%が合意成立（平成 24 年度に開催されたあっせん 136 件中 96 件）しています（同 23 年度 77.4%）。

◇ 処理に要した期間

平成 24 年度中にあっせんで終了した 273 件について、処理に要した期間は、申請から 1 か月以内が 53.5%、1 か月超え 2 か月以内が 34.1%、2 か月超え 3 か月以内が 11.4% でした。

申請から 2 か月以内に処理を終えたものが全体の 87.5%を占めており、早期解決が図られていると言えます。

～助言解決事例～

いじめ・嫌がらせに関する紛争

労働者 A さんは、小売業を営む B 社の店舗にパートとして勤めているが、社員の上司から、執拗な注意や無視をされて精神的につらく、店長に何度も相談したが対応してくれないため、助言を求めた。

助言の結果

労働局から本社の人事部長に連絡し、事業主には労働者の職場環境に配慮する義務があり、職場内でパワーハラスメントが起こらないような体制を整える必要があることを伝えた。これに対し人事部長は、事実関係を調査した上で必要な対応をすると返答した。

結果

B 社は、労働局の助言を受けてパワーハラスメントに関する社内調査を行い、A さんの上司は異動となり、A さんは勤務を続けることが可能となった。

～あっせん解決事例～

雇止めに関する紛争

労働者 A さんは、B 社で契約社員として、1 年間の雇用契約を 5 回更新し、6 年間勤務したが、契約期間満了の 2 ヶ月前に雇止めの通告を受けた。

A さんは、通告後にハローワークに B 社の契約社員の求人が出ていたこともあり、雇い止めには納得ができないとして、経済的損失の補償として 1 年分賃金相当額の支払を求めてあっせん申請した。

あっせんの結果

B 社は、A さんが担当していた作業がなくなったために、A さんとの雇用契約を契約期間満了により終了したものであると主張したが、あっせん委員は、自動更新の手続きで 5 回更新されたことから、次の更新もあると期待させたことを指摘し、会社側に譲歩を求めたところ、1 か月分賃金相当額を支払うことで和解が成立した。

添付資料

別紙 1 埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧

別紙 2 総合労働相談の流れ

別紙 3 個別労働紛争解決制度の運用状況（全国）

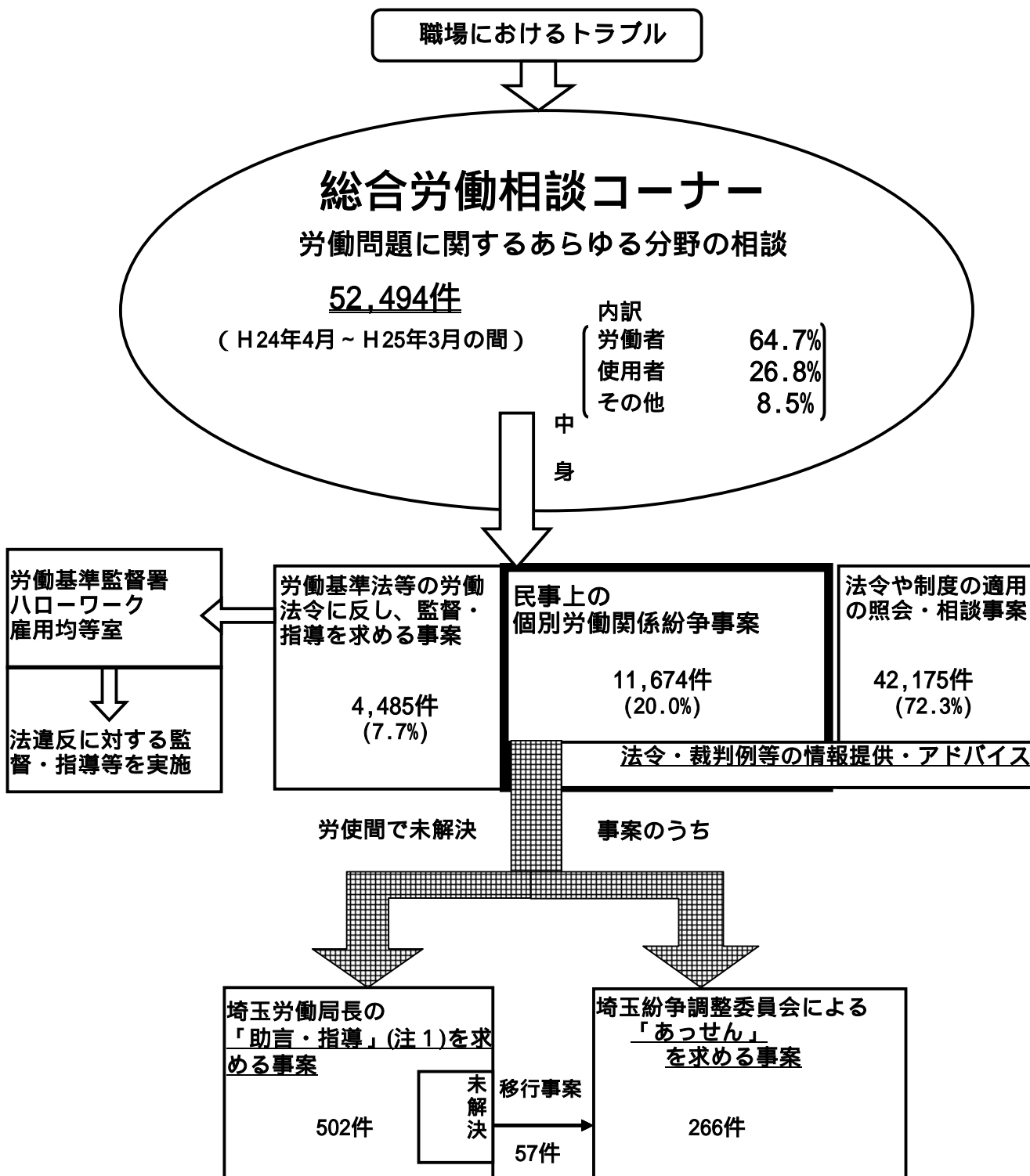
パンフレット 「職場のトラブル解決 サポートします」

埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧

	名 称	所 在 地	電 話 番 号
☆	埼玉労働局 総合労働相談コーナー	〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
☆	埼玉労働局 浦和駅西口 総合労働相談コーナー 労働なんでも相談室	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 1-5-1 浦和 I Sビル7階	048-822-0717
☆	さいたま 総合労働相談コーナー	〒330-6014 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー14階 さいたま労働基準監督署内	048-600-4801
☆	川口 総合労働相談コーナー	〒332-0015 川口市川口 2-10-2 川口労働基準監督署内	048-252-3773
☆	熊谷 総合労働相談コーナー	〒360-0856 熊谷市大字別府 5-95 熊谷労働基準監督署内	048-533-3611
☆	川越 総合労働相談コーナー	〒350-1118 川越市豊田本 277-3 川越地方合同庁舎 川越労働基準監督署内	049-242-0892
☆	春日部 総合労働相談コーナー	〒344-8506 春日部市南 3-10-13 春日部労働基準監督署内	048-735-5227
☆	所沢 総合労働相談コーナー	〒359-0042 所沢市並木 6-1-3 所沢地方合同庁舎 所沢労働基準監督署内	04-2995-2582
	行田 総合労働相談コーナー	〒361-8504 行田市桜町 2-6-14 行田労働基準監督署内	048-556-4195
	秩父 総合労働相談コーナー	〒368-8609 秩父市上宮地町 23-24 秩父労働基準監督署内	0494-22-3725

☆は女性相談員が配置されている相談コーナー

総合労働相談の流れ



(注1) 判例に照らし、問題点と解決の方向を示す。

個別労働紛争解決制度の運用状況(全国)

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

労働局名	総合労働相談件数	民事上の 個別労働紛争 相談件数	助言・指導申出 受付件数	あっせん申請 受理件数
北海道	38,761	7,441	238	195
青森	11,351	2,999	108	22
岩手	9,787	2,479	135	43
宮城	20,520	4,523	138	44
秋田	8,029	3,114	72	57
山形	10,552	3,226	165	96
福島	14,634	4,714	50	39
茨城	20,341	5,440	203	99
栃木	12,947	3,062	147	133
群馬	15,346	5,154	138	91
埼玉	52,494	11,674	502	266
千葉	36,188	5,037	443	153
東京	114,958	25,942	651	1,365
神奈川	49,894	15,760	326	205
新潟	11,994	3,252	153	66
富山	6,961	1,895	49	52
石川	6,772	2,197	196	48
福井	6,855	2,286	149	49
山梨	6,188	1,757	41	39
長野	18,004	5,821	245	204
岐阜	14,083	3,282	128	68
静岡	38,916	5,484	425	133
愛知	77,909	14,673	757	460
三重	13,863	4,002	173	82
滋賀	11,366	2,305	193	73
京都	27,373	6,955	134	129
大阪	121,804	22,687	726	456
兵庫	68,249	23,991	1,103	307
奈良	9,038	2,674	121	121
和歌山	8,675	1,392	145	46
鳥取	4,229	1,101	40	42
島根	4,551	1,263	48	40
岡山	13,979	3,227	105	81
広島	33,122	6,613	164	103
山口	10,897	2,541	277	33
徳島	10,146	1,596	123	46
香川	6,487	1,230	43	17
愛媛	9,702	2,223	101	48
高知	4,426	1,033	30	34
福岡	44,779	9,027	494	85
佐賀	7,218	2,111	86	74
長崎	10,525	2,491	117	10
熊本	9,757	3,075	110	49
大分	6,436	2,687	97	31
宮崎	8,986	1,597	73	66
鹿児島	8,512	4,296	103	66
沖縄	9,606	3,390	298	81
計	1,067,210	254,719	10,363	6,047